

難民審査参与員制度について

旧制度 (H28.3.31までに原処分告知があったもの)

- 難民不認定等に対して不服がある場合、「**異議申立て**」
- **難民調査官が審理手続**を担い、3人の難民審査参与員は口頭意見陳述・審尋に参加できる
- 法務大臣は、3人の難民審査参与員の意見を聴いて決定

申請者が、難民不認定処分等に対し、**異議申立て**



※あらかじめ3人の難民審査参与員で構成される班を複数設置


法務大臣による審理 (難民調査官が補助)



調査
(物件提出, 参考人陳述, 審尋等)
口頭意見陳述

審尋・口頭意見陳述は、難民審査参与員も参加できる。



3人の難民審査参与員がそれぞれ**意見書**を提出 



法務大臣が最終判断 (**決定書**)

新制度 (H28.4.1以降に原処分告知があったもの)

- 難民不認定等に対して不服がある場合、「**審査請求**」
- 3人の**難民審査参与員が審理手続**を行い、難民調査官はその補助
- 法務大臣は、3人の難民審査参与員の意見を聴いて裁決

申請者が、難民不認定処分等に対し、**審査請求**




法務大臣が、審理を行う3人の難民審査参与員を指名



難民審査参与員による審理 (難民調査官が補助)



調査
(物件提出, 参考人陳述, 審理関係人への質問等)
口頭意見陳述 



3人の難民審査参与員が**意見書**(一通)を提出
(意見・理由が異なる場合は各別に記載)



法務大臣が最終判断 (**裁決書**)